

## 鹿 児 島 県 公 報

平成25年 7 月 30 日（火）第2927号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止（3件）（社会福祉課取扱い） 1
- 生活保護法等に基づく医療機関等の指定（2件）（社会福祉課取扱い） 2
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定（介護福祉課取扱い） 3
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（介護福祉課取扱い） 3
- 計量器の定期検査の実施（商工政策課取扱い） 3
- 漁獲共済に係る区域及び区分の設定（水産振興課取扱い） 5
- 県営土地改良事業の計画の決定（農地整備課取扱い） 5
- 平成25年度地籍調査事業計画の変更（農地保全課取扱い） 6
- 基本測量の実施（監理課取扱い） 6
- 公共測量の実施（監理課取扱い） 6
- 河川敷地の用途廃止（2件）（河川課取扱い） 7
- 平成25年度自衛官の募集（危機管理防災課取扱い） 7
- 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく地方公共機関の指定の一部改正（※）（危機管理防災課取扱い） 8

## 公 告

- 平成26年度鹿児島県建設工事入札参加資格審査の申請期間等に関する公告（監理課取扱い） 9
- 落札者等の公告（管財課取扱い） 9
- 一般競争入札公告（県立始良高等技術専門校取扱い） 10
- 落札者等の公告（県立大島病院取扱い） 13

## 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正（※）（選挙管理委員会取扱い） 13

## 公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示（生活環境課取扱い） 13

## 告 示

## 鹿児島県告示第826号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成25年 7 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	所 在 地	廃止年月日
出水市特別養護老人ホーム紅葉園	出水市高尾野町大久保600番地	平成25年 3 月 31 日

## 鹿児島県告示第827号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成25年7月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

居 宅 介 護 事 業 所		廃止年月日
名 称	所 在 地	
出水市紅葉園デイサービスセンター	出水市高尾野町大久保600番地	平成25年3月31日
グループホームみぞべ	霧島市溝辺町崎森1891-15	平成25年3月31日
グループホームふれあい	霧島市隼人町小浜3070番地	平成25年3月31日
はあとデイサービス	鹿屋市横山町1865番地	平成25年4月30日

### 鹿児島県告示第828号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成25年7月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

居 宅 介 護 支 援 事 業 所		廃止年月日
名 称	所 在 地	
橋友会介護支援センター	志布志市志布志町志布志二丁目28番12号	平成25年1月31日

### 鹿児島県告示第829号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、同法による介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年7月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

居 宅 介 護 事 業 所		指定年月日
名 称	所 在 地	
みつばちデイサービス	曾於市末吉町上町四丁目9番3	平成25年5月1日
訪問介護クオラ u	薩摩郡さつま町船木2311番地6	平成25年4月1日
グループホームみぞべ	霧島市溝辺町崎森1891-15	平成25年4月1日
グループホームふれあい	霧島市隼人町小浜3070番地	平成25年4月1日
デイサービスあんしん	西之表市鴨女町50番地10	平成25年5月6日
グループホーム花神荘ひまわり	肝属郡肝付町後田2543番地1	平成25年5月15日
こぎく園訪問介護事業所	南九州市穎娃町別府6611番地3	平成25年5月13日
小規模多機能ホームはあと	鹿屋市横山町1865番地	平成25年5月1日

### 鹿児島県告示第830号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、同法による介護支援給付のた

めの居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年7月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

居 宅 介 護 支 援 事 業 所		指 定 年 月 日
名 称	所 在 地	
左右会介護支援センター	志布志市志布志町志布志二丁目 28番12号	平成25年2月1日

### 鹿児島県告示第831号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成25年7月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
デイサービスゆい	奄美市笠利町大字喜瀬2431番地7	有限会社笑風会	奄美市笠利町大字喜瀬2437番地1	堅山 清二	平成25年7月1日	通所介護
有限会社湯之元家具	日置市東市来町長里1147-1	有限会社湯之元家具	日置市東市来町長里1147-1	谷 武雄	平成25年7月10日	特定福祉用具販売

### 鹿児島県告示第832号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成25年7月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
デイサービスゆい	奄美市笠利町大字喜瀬2431番地7	有限会社笑風会	奄美市笠利町大字喜瀬2437番地1	堅山 清二	平成25年7月1日	介護予防通所介護
有限会社湯之元家具	日置市東市来町長里1147-1	有限会社湯之元家具	日置市東市来町長里1147-1	谷 武雄	平成25年7月10日	介護予防福祉用具貸与
有限会社湯之元家具	日置市東市来町長里1147-1	有限会社湯之元家具	日置市東市来町長里1147-1	谷 武雄	平成25年7月10日	特定介護予防福祉用具販売

### 鹿児島県告示第833号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成25年7月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

#### 1 定期検査の実施の期日、区域及び場所

期 日		区 域	場 所
月 日	時 間		
平成25年9月2日	10：30～14：30	伊佐市	伊佐市役所菱刈庁舎
平成25年9月2日	15：30～16：30	伊佐市	田中校区集会施設

平成25年9月3日	9:00~11:30	伊佐市	本城校区集会施設
平成25年9月3日	13:00~14:30	伊佐市	西太良地区コミュニティセンター
平成25年9月4日	11:00~13:30	伊佐市	山野基幹集落センター
平成25年9月4日	14:30~16:00	伊佐市	羽月地区公民館
平成25年9月5日	9:00~16:30	伊佐市	伊佐市体育センター
平成25年9月6日	9:00~15:00	伊佐市	伊佐市体育センター
平成25年9月10日	10:30~13:00	阿久根市	大川地区公民館
平成25年9月10日	14:30~17:00	阿久根市	脇本地区公民館
平成25年9月11日	9:00~16:30	阿久根市	阿久根市民会館
平成25年9月12日	9:00~16:30	阿久根市	阿久根市民会館
平成25年9月13日	9:00~12:00	阿久根市	阿久根市民会館
平成25年9月25日	13:00~16:30	長島町	川床コミュニティセンター
平成25年9月26日	9:00~16:30	長島町	長島町開発総合センター
平成25年9月27日	9:00~14:30	長島町	長島町役場指江戸舎
平成25年9月30日	11:00~11:30	出水市	江内カントリーコア
平成25年9月30日	13:00~17:00	出水市	高尾野農村環境改善センター
平成25年10月1日	9:30~14:00	出水市	出水市役所野田支所
平成25年10月2日	11:00~11:30	出水市	大川内農業者トレーニングセンター
平成25年10月2日	13:00~16:30	出水市	鹿島公民館
平成25年10月3日	9:00~16:30	出水市	米ノ津公会堂
平成25年10月4日	9:00~14:00	出水市	米ノ津公会堂
平成25年10月7日	11:00~16:30	出水市	出水公会堂
平成25年10月8日	9:00~15:00	出水市	出水公会堂
平成25年10月16日	14:30~16:00	屋久島町	栗生生活館
平成25年10月17日	9:00~12:00	屋久島町	屋久島町自然休養村管理センター
平成25年10月17日	13:30~16:30	屋久島町	総合センター
平成25年10月22日	13:30~16:30	屋久島町	屋久島離島総合開発センター
平成25年10月23日	9:00~9:30	屋久島町	永田公民館
平成25年10月23日	10:00~11:00	屋久島町	一湊公民館
平成25年10月23日	15:30~16:30	屋久島町	口永良部出張所
平成25年11月6日	9:30~15:30	南九州市	南九州市知覧体育館
平成25年11月7日	10:00~14:00	南九州市	松山地区農業者トレーニングセンター
平成25年11月8日	10:00~11:30	南九州市	南九州市上別府地区公民館
平成25年11月8日	13:00~15:00	南九州市	南九州市颯娃保健センター
平成25年11月11日	10:00~15:00	南九州市	南九州市颯娃保健センター
平成25年11月12日	10:00~15:00	南九州市	南九州市別府地区公民館
平成25年11月13日	10:00~12:00	南九州市	南九州市川辺農村環境改善センター
平成25年11月13日	13:30~16:00	南九州市	南九州市諏訪運動公園体育館

平成25年11月14日	10：00～15：00	南九州市	南九州市諏訪運動公園体育館
平成25年11月21日	9：30～12：00	日置市	日置市伊作田地区活性化センター
平成25年11月21日	13：00～15：30	日置市	日置市鶴丸地区公民館
平成25年11月22日	10：00～15：00	日置市	日置市B & G 東市来海洋センター
平成25年11月25日	10：00～15：00	日置市	日置市伊集院総合体育館
平成25年11月26日	10：00～15：00	日置市	日置市伊集院総合体育館
平成25年11月27日	10：00～14：00	日置市	日置市日吉中央公民館
平成25年11月27日	15：00～16：00	日置市	日置市永吉地区公民館
平成25年11月28日	9：30～15：30	日置市	日置市伊作地区公民館

- 2 定期検査の対象となる特定計量器  
非自動はかり，分銅及びおもり
- 3 指定定期検査機関の名称  
一般社団法人鹿児島県計量協会
- 4 その他

特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定により，特定計量器の所在の場所で行う定期検査の期日は，平成25年9月2日から平成26年2月28日までとする。

**鹿児島県告示第834号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条第1項第2号ロの規定により，同法第104条第2号に掲げる漁業の漁獲共済に係る区域及び区分を次のように定めた。

なお，この告示は，その共済責任期間の開始日が平成25年7月30日以後の日である共済契約について適用し，その共済責任期間の開始日が同日前の日である共済契約については，なお従前の例による。

また，平成15年7月15日鹿児島県告示第907号（漁獲共済に係る区域及び区分の設定）の表薩摩川内市上甕町平良区域（薩摩川内市上甕町平良の地区）の項を削る。

平成25年7月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区 域	区 分
薩摩川内市上甕町平良区域 (薩摩川内市上甕町平良の地区)	(1) 総トン数10トン未満の漁船により主として磯建網漁業を営む漁業 (2) ぶり雑魚定置漁業，小型定置漁業及び総トン数10トン未満の漁船により主としてきびなごさし網漁業を営む漁業 (3) ます網漁業 (4) (1)から(3)までに掲げる漁業以外の漁業

**鹿児島県告示第835号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により，土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手育成型）（区画整理）第四畦布地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成25年7月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称  
土地改良事業計画書の写し

- 2 縦覧期間  
平成25年 7 月 31 日から同年 8 月 27 日まで
- 3 縦覧場所  
和泊町役場耕地課

**鹿児島県告示第836号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により定めた平成25年度地籍調査事業計画（平成25年4月26日鹿児島県告示第531号をもって公示）の一部を平成25年7月17日付けで次のとおり変更した。

平成25年 7 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	変更の内容		
			変更事項	変更前	変更後
鹿児島市	鹿児島市西伊敷一丁目、西伊敷五丁目、千年二丁目及び緑ヶ丘町の各全部並びに西伊敷二丁目、西伊敷三丁目、西伊敷六丁目、伊敷町、千年一丁目及び岡之原町の各一部	平成25年 4 月 1 日から平成26年 3 月 31 日まで	調査地域	鹿児島市西伊敷一丁目、西伊敷二丁目、西伊敷三丁目、西伊敷五丁目、西伊敷六丁目、伊敷町、千年一丁目、千年二丁目及び緑ヶ丘町の各一部	鹿児島市西伊敷一丁目、西伊敷五丁目、千年二丁目及び緑ヶ丘町の各全部並びに西伊敷二丁目、西伊敷三丁目、西伊敷六丁目、伊敷町、千年一丁目及び岡之原町の各一部
天城町	天城町松原、天城、浅間及び兼久の各一部	平成25年 4 月 1 日から平成26年 3 月 31 日まで	調査地域	天城町松原、天城及び浅間の各一部	天城町松原、天城、浅間及び兼久の各一部

**鹿児島県告示第837号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成25年 7 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 基本測量（電子基準点現地調査作業）
- 2 作業の期間 平成25年 8 月 1 日から平成26年 3 月 31 日まで
- 3 作業の地域 三島村、和泊町及び与論町

**鹿児島県告示第838号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、熊本支庁長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年 7 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量（確定測量）
- 2 作業の期間 平成25年 7 月 10 日から同年11月29日まで

## 3 作業の地域 中種子町納官地内

**鹿児島県告示第839号**

一級河川川内川水系綿打川における河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地等が生じた。

なお、その関係図面は、鹿児島県土木部河川課及び始良・伊佐地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。

平成25年 7 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 河川の名称  
川内川水系綿打川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
平成25年 7 月 30 日
- 3 廃川敷地等の位置  
始良郡湧水町米永字梨木963-5 地先
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
  - (1) 種類 土地
  - (2) 数量 332平方メートル

**鹿児島県告示第840号**

二級河川日木山川水系日木山川における河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地等が生じた。

なお、その関係図面は、鹿児島県土木部河川課及び始良・伊佐地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。

平成25年 7 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 河川の名称  
日木山川水系日木山川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
平成25年 7 月 30 日
- 3 廃川敷地等の位置  
始良市加治木町小山田字上新開229-4 地先
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
  - (1) 種類 土地
  - (2) 数量 132平方メートル

**鹿児島県告示第841号**

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、平成25年度第4次の自衛官の募集について次のとおり告示する。

平成25年 7 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 募集種目
  - (1) 男子  
自衛官候補生
  - (2) 女子  
自衛官候補生
- 2 募集期間
  - (1) 男子  
平成25年 8 月 1 日から同年 9 月 6 日まで
  - (2) 女子  
平成25年 8 月 1 日から同年 9 月 6 日まで

## 3 試験期日

- (1) 男子筆記試験  
平成25年 9 月 16 日
- (2) 男子口述試験及び身体検査  
平成25年 9 月 17 日から同月 20 日まで
- (3) 女子筆記試験  
平成25年 9 月 22 日
- (4) 女子口述試験及び身体検査  
平成25年 9 月 22 日

## 4 応募年齢

採用予定月の 1 日現在において18歳以上27歳未満の者

## 5 試験場の位置及び名称

## (1) 男子筆記試験

試験場の位置	試験場の名称
鹿児島市鴨池新町7番4号	鹿児島県市町村自治会館
南九州市知覧町郡6209番地1	ちらん夢郷館
薩摩川内市若松町9番17号	薩摩川内市農民会館
霧島市国分中央一丁目10番2号	第一工業大学
鹿屋市北田町11103番地	鹿屋市中央公民館
曾於市大隅町岩川6491番地2	大隅合同庁舎(国)
奄美市名瀬永田町17番3号	鹿児島県大島支庁
西之表市西之表16314番地6	種子島合同庁舎
大島郡徳之島町亀津553番地1	徳之島合同庁舎(国)

## (2) 男子口述試験及び身体検査

試験場の位置	試験場の名称
薩摩川内市冷水町539番地2	陸上自衛隊川内駐屯地
霧島市国分福島二丁目4番14号	陸上自衛隊国分駐屯地
鹿屋市西原三丁目11番2号	海上自衛隊鹿屋航空基地
奄美市名瀬永田町17番3号	鹿児島県大島支庁及び委託病院
西之表市西之表16314番地6	種子島合同庁舎及び委託病院
大島郡徳之島町亀津553番地1	徳之島合同庁舎(国)及び委託病院

## (3) 女子筆記試験

試験場の位置	試験場の名称
薩摩川内市冷水町539番地2	陸上自衛隊川内駐屯地
霧島市国分福島二丁目4番14号	陸上自衛隊国分駐屯地
鹿屋市西原三丁目11番2号	海上自衛隊鹿屋航空基地

## (4) 女子口述試験及び身体検査

試験場の位置	試験場の名称
薩摩川内市冷水町539番地2	陸上自衛隊川内駐屯地
霧島市国分福島二丁目4番14号	陸上自衛隊国分駐屯地
鹿屋市西原三丁目11番2号	海上自衛隊鹿屋航空基地

## 6 応募手続

応募しようとする者は、志願票に所定の事項を記入の上、住所地を管轄する市町村長に提出すること。

なお、志願票は、各市町村において交付する。

## 鹿児島県告示第842号

平成17年4月26日鹿児島県告示第690号(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく地方公共機関の指定)の一部を次のように改正する。

平成25年7月30日



鹿児島県知事 伊藤祐一郎

表中「社団法人鹿児島県トラック協会」を「公益社団法人鹿児島県トラック協会」に、「社団法人鹿児島県医師会」を「公益社団法人鹿児島県医師会」に、「社団法人鹿児島県歯科医師会」を「公益社団法人鹿児島県歯科医師会」に、「社団法人鹿児島県薬剤師会」を「公益社団法人鹿児島県薬剤師会」に改める。

**公 告**

平成26年度鹿児島県建設工事入札参加資格審査の申請期間等に関する公告  
 鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱（平成8年鹿児島県告示第1402号）第7条の規定により、定期の入札参加資格の審査の申請期間等について、次のとおり公告する。

平成25年7月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 県内に主たる営業所を有する者

会 場	場 所	日 時	
		年 月 日	時 間
鹿児島会場	鹿児島県土木部監理課（鹿児島市鴨池新町10番1号）	平成25年9月2日 から同年10月8日 までのそれぞれの 日（県の休日を除く。）	9：30～11：30 13：00～15：30
薩摩川内会場	鹿児島県北薩地域振興局本庁舎会議室（薩摩川内市神田町1番22号）	平成25年9月9日	9：30～11：30 13：00～15：00
始良会場	鹿児島県始良・伊佐地域振興局本庁舎会議室（始良市加治木町諏訪町12番地）	平成25年9月17日	9：30～11：30 13：00～15：00
鹿屋会場	鹿児島県大隅地域振興局本庁舎会議室（鹿屋市打馬二丁目16番6号）	平成25年9月11日	9：30～11：30 13：00～15：00
種子島会場	鹿児島県熊毛支庁会議室（西之表市西之表7590番地）	平成25年9月20日	10：00～11：30 13：00～14：30
大島会場	鹿児島県大島支庁会議室（奄美市名瀬永田町17番3号）	平成25年9月5日	13：00～16：00
徳之島会場	徳之島建設会館（大島郡徳之島町亀津7460番地）	平成25年9月12日	13：00～16：00

2 県外に主たる営業所を有する者

会 場	場 所	日 時	
		年 月 日	時 間
鹿児島会場	鹿児島県土木部監理課（鹿児島市鴨池新町10番1号）	平成25年11月5日 から同月20日までの それぞれの日 （県の休日を除く。）	9：30～11：30 13：00～15：30

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成25年7月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
 オフィスソフト 882ライセンス
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

- 3 落札者を決定した日  
平成25年 6 月 6 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
南国システムサービス株式会社  
鹿児島市鴨池新町 6 番 6 号
- 5 落札金額  
35,700,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
平成25年 4 月 26 日

.....  
一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成25年 7 月 30 日

鹿児島県立始良高等技術専門校長 川崎栄一

1 入札に付する事項

- (1) 購入をする物品等の名称及び数量  
情報処理科職業訓練用機器 一式
- (2) 購入をする物品等の特質等  
仕様書のとおり
- (3) 納入期限  
平成25年10月11日
- (4) 納入場所  
鹿児島県立始良高等技術専門校

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人

エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用して法人又は個人

ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

### 3 入札の方法等

#### (1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### (2) 入札書の提出場所

鹿児島県立始良高等技術専門校総務課  
始良市西餅田1120番地 郵便番号 899-5431

#### (3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

#### (4) 入札書の提出期限

平成25年9月10日午後5時15分（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

#### (5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年9月11日午後3時  
イ 場所 鹿児島県立始良高等技術専門校視聴覚室

#### (6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(2)及び(4)に同じ。

### 4 契約条項を示す場所及び期限

3の(2)及び(4)に同じ。

### 5 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

### 6 入札保証金及び契約保証金

#### (1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

#### (2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

#### 7 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

#### 8 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

#### 9 最低制限価格

設定しない。

#### 10 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

#### 11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県立始良高等技術専門校総務課  
始良市西餅田1120番地 郵便番号 899-5431  
電話番号 0995-65-2247  
ファックス番号 0995-65-5409

#### 12 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

#### 13 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE PURCHASED:  
Computer system for technical training of Information Processing Course:1Set
- (2) DELIVERY PERIOD:  
11 October 2013
- (3) DELIVERY PLACE:  
Kagoshima Prefectural Aira Technical Training School
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:  
5:15 p.m. 10 September 2013
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:  
Kagoshima Prefectural Aira Technical Training School  
1120 Nishimotida,Aira City,Kagoshima Prefecture 899-5431 Japan  
TEL 0995-65-2247  
FAX 0995-65-5409

.....

## 落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成25年 7 月 30 日

県立大島病院長 眞田純一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
全身用 X 線 C T 診断装置 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
県立大島病院救命救急センター設立準備室  
奄美市名瀬真名津町18番 1 号 郵便番号 894-0015
- 3 落札者を決定した日  
平成25年 6 月 14 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社横尾器械  
鹿児島市西別府町2941-27
- 5 落札金額  
69,993,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
平成25年 4 月 23 日

## 選挙管理委員会告示

## 鹿児島県選挙管理委員会告示第32号

平成24年 2 月 28 日鹿児島県選挙管理委員会告示第 1 号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成25年 7 月 30 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

1 の表35の項中「財団法人児玉報謝会成人病院」を「成人病院」に改める。

## 公安委員会告示

## 鹿児島県公安委員会告示第80号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第 4 項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第 4 号）第 6 条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成25年 7 月 30 日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	C R 銀河鉄道物語～永遠への分岐点～MX	マルホン工業株式会社	3P0456
ぱちんこ遊技機	C R 銀河鉄道物語～永遠への分岐点～LM	マルホン工業株式会社	3P0461
ぱちんこ遊技機	C R 銀河鉄道物語～永遠への分岐点～A	マルホン工業株式会社	3P0467
ぱちんこ遊技機	C R ルーキーズ L V B	サミー株式会社	3P0477
ぱちんこ遊技機	C R デジハネルーキーズ S V A	サミー株式会社	3P0478
ぱちんこ遊技機	C R K I N G o f K E I B A F P F	株式会社藤商事	3P0507

ぱちんこ遊技機	CR KING of KEIB A FPMZ	株式会社藤商事	3P0540
ぱちんこ遊技機	CRぱちんこ必殺仕事人お祭りわ っしょいZ2	京楽産業. 株式会社	3P0509
ぱちんこ遊技機	CRぱちんこ冬のソナタfina lL2	京楽産業. 株式会社	3P0511
ぱちんこ遊技機	CR幕末義人伝浪漫SAA3	株式会社高尾	3P0513
回胴式遊技機	なでしこ侍-B	ネット株式会社	3S0306
回胴式遊技機	ウルトラマンウォーズH	株式会社ビスティ	3S0505
回胴式遊技機	ボンバーパワフルII Z	株式会社三共	3S0516